

平成30・31年度(2018・2019年度)東京都後期高齢者医療
 保険料率等について

平成30年1月31日開催の平成30年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率等の改正が議決されたため、以下のとおり報告する。

1 平成30・31年度保険料率等

		平成30・31年度		【現行】平成28・29年度	
保険料率		均等割	所得割	均等割	所得割
		43,300円	8.80%	42,400円	9.07%
対28・29年度比較		900円増	0.27ポイント減		
政令どおりの場合		45,900円	9.51%	46,900円	10.46%
1人当たり保険料額(年額)		97,127円(1.7%増)		95,492円	
賦課限度額		620,000円		570,000円	
区市町村負担額(2年分)		約210.6億円		約202.4億円	
保険料の例	単身世帯	年金収入80万円	4,300円(100円増)		4,200円
		〃168万円	13,000円(2,600円増)		10,400円 ※
		〃173万円	34,800円(3,700円増)		31,100円 ※
		〃195万円	58,600円(7,000円増)		51,600円 ※
		〃217万円	90,900円(1,000円減)		91,900円 ※
		〃240万円	119,800円(1,500円減)		121,300円 ※
		〃890万円	620,000円(50,000円増)		570,000円 ※

※単身世帯の保険料は平成29年度

2 平成30・31年度の保険料軽減対策(東京都後期高齢者医療広域連合)

(1) 所得割額に係る軽減対策

引き続き、東京都独自で所得割額に係る保険料の軽減対策を実施する。

賦課のもととなる所得金額(年金収入)	軽減割合
15万円(168万円)以下	50%
20万円(173万円)以下	25%

(2) 保険料率抑制策(4項目の特別対策)の継続

本来は保険料の積算に算入する葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分について、引き続き、区市町村の一般財源で負担する。

3 経過及び今後のスケジュール

- 平成30年1月 広域連合議会で保険料率等の条例改正
- 3月 広域連合規約の変更を中野区議会へ提案
広域連合より東京都知事へ規約の変更の届出
- 7月 当初賦課（平成30年度保険料の賦課通知発送）